

その他の論点

(他の社会保障制度との調整)

- 社会保障制度の整備状況や被爆者に対する援護の措置の拡大状況を踏まえた手当水準や既存制度との総合的な調整について。

(経過措置)

- 手当のあり方を見直した場合、既存の受給者の取扱について。

被爆者援護施策の歴史

医療給付創設
医療手当創設

昭和32年 原爆医療法制定

- ・被爆者健康手帳の交付
- ・認定疾病に対する医療の給付
(全額国費)
- ・健康診断

○昭和35年

- ・特別被爆者制度創設
(特別被爆者(2km以内)の
医療費の自己負担部分を支給)
- ・医療手当創設

各種手当創設・拡充

昭和43年 原爆特措法制定

- ・特別手当創設
- ・健康管理手当創設
- ・介護手当創設

○昭和44年

- ・葬祭料創設

○昭和49年

- ・特別被爆者制度廃止
(被爆者であれば一般疾病の医療
費の自己負担部分を支給)

○昭和50年

- ・保健手当創設
- ・家族介護手当創設

**昭和55年 原爆被爆者対策
基本問題懇談会報告**

○昭和56年

- ・医療特別手当創設
- ・原爆小頭症手当創設

被爆後50年を契機に
二法を統合

平成6年 被爆者援護法制定

- ・二法を統合
- ・特別葬祭給付金制度
- ・各種手当の所得制限の撤廃

[社会保障制度の変遷]

年金

医療

介護

S36年	国民皆年金 (一定年齢以上の者は 老齢福祉年金)	S36年	国民皆保険		
			〈S47年12月時点〉 (自己負担割合) 国民健康保険: 3割 被用者保険: 被用者本人 定額 被用者家族 5割		
S40年	1万円年金の実現				
S44年	2万円年金の実現				
		S48年	高額療養費制度創設		
S60年	基礎年金の導入			H 元年	ゴールドプラン策定
		H6年	付添看護の解消		
		H15年	(自己負担割合) 国民健康保険と被用者保険の自 己負担割合を3割に統一	H9年	介護保険法成立
		現在	(自己負担割合) 75歳以上: 1割 70歳~75歳未満: 2割 (1割に凍結中) 70歳未満: 3割		

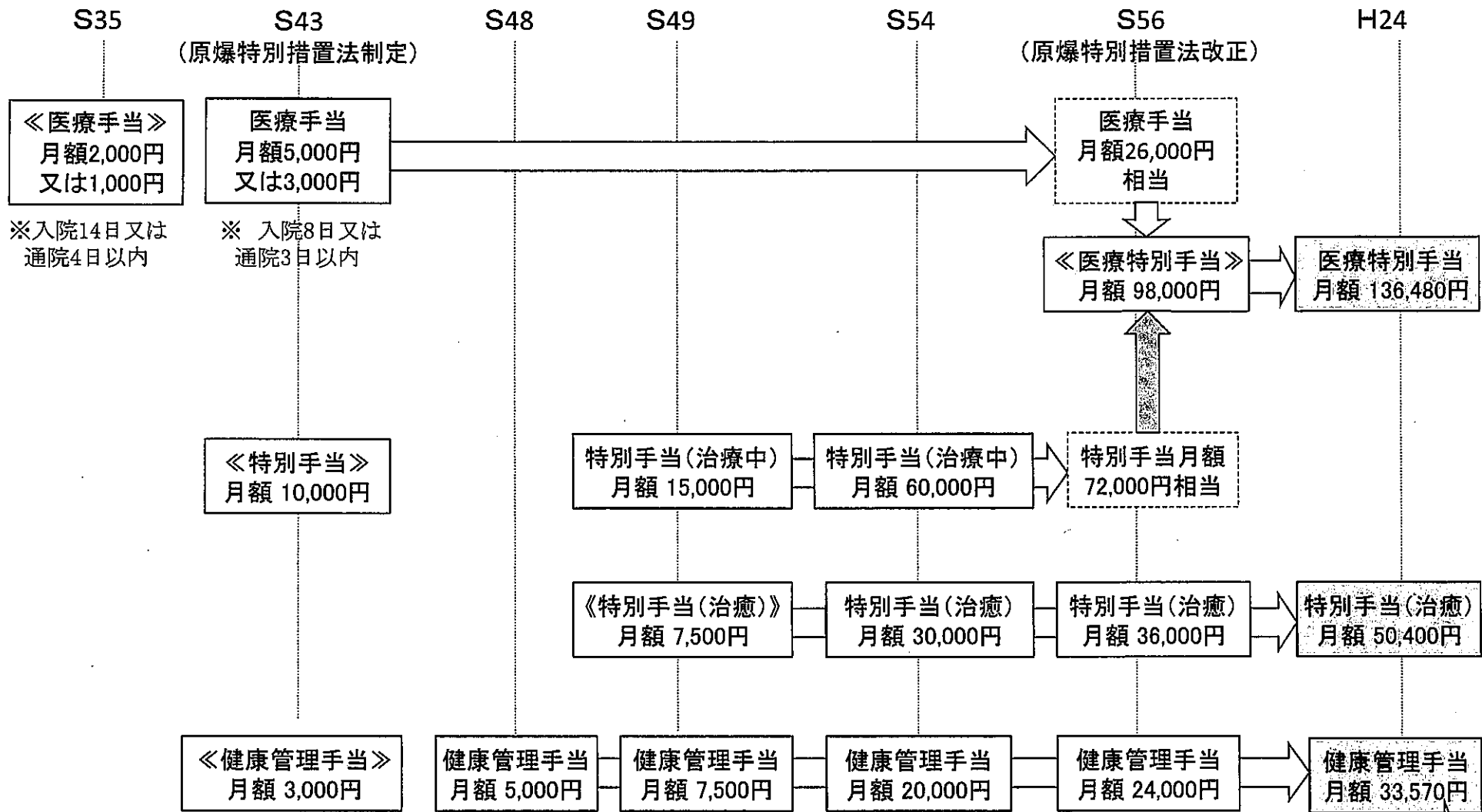
一般の高齢者に対する社会保障給付と被爆者援護施策の関係

被爆者には、一般の高齢者に対する社会保障給付(公的年金の支給、医療給付、介護保険サービス)に上乘せして、各種手当の支給、医療費無料化等の施策が講じられている。

※被爆者援護施策の予算額(平成24年度)は約1,478億円(被爆者1人平均約70万円/年)

	一般の高齢者	+	被爆者
現金給付 (年金、 手当)	<p>○公的年金の支給(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金(受給権者 約2300万人) 平均受給額 月額 約56,000円 ・老齢厚生年金(受給権者 約1,440万人) 平均受給額 月額 約150,000円 (基礎年金を含む) 	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 手当の支給(24年度) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理手当(17.9万人 11障害を伴う疾病にかかっている者) 月額33,570円 ・医療特別手当(8,100人 原爆症と認定された者) 月額136,480円
医療	<p>○医療給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上は9割給付 (現役並み所得者は7割給付) ・70歳～74歳は8割給付 ※平成20年4月から9割に据置き (現役並み所得者は7割給付) ・69歳以下は7割給付 	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 医療費無料化、健康診断 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・医療を受ける場合、医療保険の自己負担分を国費で負担 (原爆症の認定疾病については、医療費を全額国費で給付) ・健康診断 年2回(一般) 希望者には更に年2回 (うち1回がん検診)
介護・福祉	<p>○介護保険サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要介護者に対し、各種の介護サービス等を提供 ・費用の9割を支給 (要介護度に応じて上限あり) 	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 介護サービス無料化、福祉事業 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス(一部を除く)を受ける場合、介護保険の自己負担分(1割)を公費で負担 ・原爆養護ホームへの入所、家庭奉仕員の派遣、被爆者相談事業 ・介護手当(19,000件 障害のため身の回りの世話をする人を雇った場合) 重度障害 月104,290円以内 軽度障害月69,520円以内 ・家族介護手当(20,000件 重度障害者で家族に身の回りの世話を受けている場合) 月額21,420円 等

医療特別手当と健康管理手当の額の根拠と変遷



【額の変遷】 ・ S48、健康管理手当を老齢福祉年金(月額相当)と同額に設定。
 ・ 健康管理手当以外の諸手当についても、健康管理手当額を基準として設定。
 ・ その後諸手当は、毎年額の引き上げ等により改定(平成元年度以降は物価スライド方式を導入)。

